

外国弁護士制度研究会報告書（平成21年12月24日）の概要

複雑多様化，専門化及び
国際化する
法律サービスのニーズ

法律サービスの担い手である弁護士及び外国法事務弁護士が，その専門性を遺憾なく発揮することができるよう，多様な組織形態で活動することのできる制度的基盤を整備する必要。

現行制度

	組 合	法 人
弁護士の組織	○	弁護士法人
外国法事務弁護士の組織	○	不可
弁護士・外国法事務弁護士の組織	○ (外国法共同事業)	不可

平成13年に
制度導入

司法制度改革により
自由化

提 言

現行の弁護士法人制度に加えて，以下の2つの法人制度を新設

- 外国法事務弁護士のみが社員となり，外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人（A法人）制度
- 弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり，法律サービス全般の提供を目的とする法人（B法人）制度



依頼者保護のための規制

現行の弁護士法人制度，外国法事務弁護士制度に準じた規制

A法人

- 取扱業務は，個人の外国法事務弁護士と同様に外国法に関する法律サービスのみ
- 社員による雇用弁護士に対する不当関与の禁止等

B法人

- 日本法に関する法律サービスの取扱いは，弁護士である社員のみ
- 日本法に関する法律サービスの取扱いについては，外国法事務弁護士である社員による不当関与の禁止等



指導・監督の実効性確保

日本弁護士連合会及び弁護士会による指導・監督の実効性確保のための十分な検討を要請



合併等の規定の整備

3つの法人（弁護士法人，A法人及びB法人）間の組織変更・合併の規定の整備

外国弁護士制度研究会報告書（平成21年12月24日外国弁護士制度研究会）
（B法人制度関連部分抜粋）

第4 提言

（略）

1 A法人制度について

（略）

2 B法人制度について

(1) 業務執行権限等

ア B法人の業務については、原則として、全社員が、B法人の意思決定を行い、各自が内部的執行をし、及びB法人を代表するものとする。

イ B法人の日本法に関する法律事務の取扱いについては、弁護士である社員のみが意思決定を行い、その各自が内部的執行をし、及びB法人を代表するものとする。

ウ なお、B法人の外国法に関する法律事務の取扱いに係る外国法事務弁護士である社員の権限等については、A法人の場合と同様の措置（※）を講ずるものとする。

（※ 以下、「第4の1（2）業務執行権限等」から引用）

A法人の社員は、その原資格国法及び指定法に関する法律事務の取扱いについて、A法人の意思決定を行い、各自が内部的執行をし、及びA法人を代表するものとする。

これに加えて、A法人の社員は、その原資格国法及び指定法以外の外国法に関する法律事務についても、当該外国法に係る有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、A法人の意思決定を行い、各自が内部的執行をし、及びA法人を代表するものとする。

また、A法人は、弁護士法人の場合と同様に、特定の事件について業務を担当する社員を指定することができるものとした上、当該指定がされた事件については、当該指定を受けた社員のみがA法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及びA法人を代表するものとする。

(2) 社員又は使用人である弁護士に対する不当関与の禁止に関する規制

B法人については、外国法事務弁護士である社員が、社員又は使用人である弁護士を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがある。

このような弊害が発生することを未然に防止するため、①個人の外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合及び②個人の外国法事務弁護士が弁護士又は弁護士法人との間で外国法共同事業を行う場合と同様に、B法人の日本法に関する法律事務について弁護士である社員が行う意思決定、内部的執行及び代表行為に不当な関与をすることを禁止する等の規制を設けるものとする。

(3) 事務所に係る規制

ア B法人は、複数の事務所を設けることができるものとする。

イ B法人は、弁護士法人の例に倣い、その事務所に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員又は外国特別会員である社員を常駐させなければならないものとする。ただし、その従たる事務所については、弁護士法人の場合と同様に、当該事務所の所在する地域の弁護士会が許可したときは、この限りでないものとする。

※1 常駐させなければならない社員は、会員である弁護士であるか、外国特別会員である外国法事務弁護士であるかを問わない。

※2 本措置を講ずるものとする場合には、弁護士である社員が常駐しない事務所も存在し得ることとなる。当該事務所に常駐する外国法事務弁護士である社員が、日本法に関する法律事務について意思決定を行い、内部的執行をし、及びB法人を代表することが許されないことは、前記(1)イから明らかであり、一般的に、当該事務所において日本法に関する法律事務が取り扱われることはないものと思われるが、当該事務所における業務の適正を確保するため、更なる措置を講ずるものとするかどうかについては、B法人が複数の事務所を設けることを許容する一方で、その事務所に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員又は外国特別会員である社員を常駐させなければならないものとした趣旨、弁護士及び外国法事務弁護士の業務の実情、他の法制例等を踏まえつつ、十分な検討を加えることを要望する。

(4) その他、B法人の社員資格が外国法事務弁護士にも付与されることから、そのこととの関係で、必要に応じて、A法人と同様の規律を設けるものとする。

3 他の類型の法人への移行及び合併

弁護士法人、A法人及びB法人は、それぞれ、他の類型の法人に移行し、又は他の法人と合併することができるよう、所要の規定を整備すべきである。

この整備に当たっては、これらの法人が法律事務の需要に迅速かつ的確に対応することができるようにするため、可能な限り柔軟な制度設計をすることが望ましい。

4 A法人及びB法人の監督

(1) A法人及びB法人は、弁護士会及び日本弁護士連合会の監督を受けるものとする。

(2) これらの機関による監督の実効性を確保するため、A法人及びB法人は、弁護士法人と同様に、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならないものとする等の措置を講ずるものとする。

る。

- (3) なお、日本弁護士連合会及び弁護士会は、A法人及びB法人に対する指導・監督の実効性を確保するため、懲戒の在り方を含めた指導・監督の在り方について十分な検討を行うべきである。この検討に当たっては、弁護士法人及び外国法共同事業の例を踏まえて、日本弁護士連合会の会則・会規等において、法人及びその社員に対する調査権限を付与するとともに、これらの者に対し、当該調査への協力を義務付ける等の措置を講ずることが望ましい。